

# 山梨県公報

第千八百五号

平成十九年

十一月五日

月 曜 日

## 目次

### 告示

救急病院等の認定(五件)……………七六七

道路の区域変更……………七六八

道路の供用開始……………七六八

### 公告

清算人の就任……………七六八

### その他

漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………七六九

## 告示

### 山梨県告示第三百九十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成十九年十一月五日

#### 一 救急診療所の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正 明

名 称	所 在 地
東桂メディカルクリニック	都留市十日市場九百五十八番地の一

#### 二 認定期間

平成十九年九月十四日から平成二十二年九月十三日まで

### 山梨県告示第三百九十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年十一月五日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正 明

名 称	所 在 地
ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	都留市四日市場字瀬中百八十八番地

#### 二 認定期間

平成十九年九月二十一日から平成二十二年九月二十日まで

### 山梨県告示第三百九十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年十一月五日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正 明

名 称	所 在 地
山梨県立中央病院	甲府市富士見二丁目一番一号

#### 二 認定期間

平成十九年九月二十三日から平成二十二年九月二十二日まで

### 山梨県告示第三百九十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年十一月五日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内 正 明

名 称	所 在 地

塩山市民病院

甲州市塩山西広門田四百三十三番地の一

二 認定期間

平成十九年九月二十九日から平成二十二年九月二十八日まで

山梨県告示第三百九十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十一年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十九年十一月五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十二番地

二 認定期間

平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

山梨県告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年十一月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町山保字蔵地場六六一〇番の一地先から 西八代郡市川三郷町山保字蔵地場六三五一	旧	九・二丁 一七・四	二九・四

番の一地先まで

新 一四・〇〇

一三二・三

二九・四

山梨県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年十一月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字黒桂字小坂山三七六番の一地先から 南巨摩郡早川町大字黒桂字根岸一七八番の四地先まで	一三五・〇	平成十九年十一月五日

公 告

● 清算人の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した圭林土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があつた。  
平成十九年十一月五日

山梨県知事 横内正明

清算人氏名	住 所	就任年月日
鈴木 行政	笛吹市境川町大坪五〇一番地	平成十九年十月九日
大久保 親	笛吹市境川町大坪四八三番地	平成十九年十月九日

## その他

### 山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百二十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。

平成十九年十一月五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 北村 眞一

#### 一 指示内容

##### 1 放流の制限

本県内においてコイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

##### 2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出ししてはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

#### 二 指示の区域

山梨県内の公共水面（区画漁業権漁場を除く。）

#### 三 指示の期間

平成十九年十一月十七日から平成二十年十一月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番